

山梨県公報

号外第三号

令和二年

一月三十一日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一号)(警察本部生活安全企画課)

- 古物営業法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理することとした。
- この条例は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行することとした。

条 例

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年一月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第一号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十一号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番